

議案第 33 号

小松島市田浦地区コミュニティ集会所の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 小松島市田浦地区コミュニティ集会所

指定管理者 小松島市田浦町字中村 16 番地の 5
田浦町協議会

指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 3 月 3 日提出

小松島市長 中山 俊 雄